

令和7年度 大野城市人権政策審議会 第6回会議 議事録

日 時 令和7年12月19日(金)14:55～15:15

場 所 大野城市役所 新館3階 321会議室

出席委員 見城会長 三苦副会長 妹川委員 佐藤委員 井石委員 田中委員
安成委員 大林委員

事務局職員〔人権男女共同参画課〕佐護課長 高地係長 織戸主任主事

〔開会〕

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

○見城会長

それでは、議事の(1)「第4次大野城市人権教育・啓発基本指針」及び「第4次大野城市人権教育・啓発基本指針」に基づく実施計画の策定についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

別紙資料を用いて説明。

○見城会長

配布資料のNo.18について「日常の保育活動の中で実施している」と記載されていますが、具体的にどのような指導や声掛けをされているのでしょうか。子どもたちには、自身が性被害にあった時、周りの大人に伝える力をつけてほしいと思っています。

○三苦委員

配布資料のNo.20について、大野城市も同和問題解決のためのカリキュラムになっているかと思います。学校の判断でカリキュラムを組むことになりましたが、全校で統一すべきということではなく目指すべき姿に行き着くための根幹というものをしっかり持って取り組んでほしいと思います。

○事務局

ありがとうございます。教育委員会としても差別や被害を受けた人に寄り添って差別をなくす取り組みを進める必要があるため、市内各小中学校ブロックのカリキュラムに組み込んでいることを確認しています。また、本市においては障がいを持った人への差別発言事象が発

生した場合は各小中学校から必ず市教育委員会に報告するとともに、今までのカリキュラムの見直しの検討も行っています。教育委員会がほったらかして各学校の統一感がないということはなく、しっかりと大野城市全体で取り組みを進めております。

○大林委員

子どもに関わる部分で、思いやりや生命尊重、やさしさというところに行きがちですが、1人1人が「権利」を持っていて、その「権利」を大切にしようということが1番大事だと思います。低学年の頃からそういったことも意識させてもらいたいです。

○事務局

「差別されない権利」が東京高等裁判所で示されたこともあり、私たちとしてもそのことを市民のみなさんにお知らせすることが大切であると考えているため、今回の計画でも新たに差別されない権利についてきちんと啓発していきます。

○見城会長

他にご意見等がなければ議事は以上といたします。